

令和5年度 公文書開示状況（令和6年2月決定分）

福祉局

表の見方

- <決定区分>について
 - ・開示、一部開示、不開示（開示しない）、不存在（文書が存在しない）、存否応答拒否（文書があるかないかを明らかにしない）のうち、該当する項目に「1」と表記しています。
- <（根拠規定）条例7条>について
 - ・一部開示、不開示及び存否応答拒否について、東京都情報公開条例第7条各号のいずれを根拠として不開示としたのかについて、該当する項目に「1」と表記しています。
 - ・各号に定める非開示事項は以下のとおりです。
 - 7条1号 法令秘情報
 - 7条2号 個人情報
 - 7条3号 事業活動情報
 - 7条4号 犯罪の予防・捜査等情報
 - 7条5号 審議、検討又は協議に関する情報
 - 7条6号 行政運営情報
 - 7条7号 任意提供情報
 - 7条8号 特定個人情報
 - 7条9号 死者の個人番号
- <公文書の件名>について
 - ・特定の個人名、法人名及びそれらの特定に結びつく可能性のある情報は、〇〇と表記しています。
 - ・決定区分が不存在の場合や存否応答拒否の場合は、開示請求書の請求件名を記載しています。
ただし、個人情報・法人情報保護に配慮し、簡潔に表記する場合があります。
- <公文書の総枚数>について
 - ・CD-R等に複写し交付している場合や、文書不存在等により公文書を交付していない場合は、総枚数欄が空欄になります。

月 整 理 番 号	請 求 年 月 日	決 定 年 月 日	公文書の件名	総 枚 数	決定区分					（根拠規定）条例7条									不開示理由等	所管局部課等
					開 示	一 部 開 示	不 開 示	不 存 在	存 否 応 答 拒 否	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号		
1	R6. 2. 5	R6. 3. 29	〇〇にかかる虐待及びその疑い、事故に関する報告書						1			1			1				・当該公文書の存否を明らかにすることにより、特定の法人が何らかの事故を起こした事実の有無が明らかとなり、同法人の事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれるため（東京都情報公開条例第7条第3号） ・当該公文書の存否を明らかにすることにより、都が行う事故等調査事務に対する信頼が損なわれ、当該事務に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都情報公開条例第7条第6号）	福祉局総務部総務課
2	R6. 1. 26	R6. 2. 8	3 福保指三第1161号の抜粋及び5 福保指指第112号の抜粋の不整合のため、5 福祉生保第51号の見解であれば、〇〇の任意の明らかになるもの					1											請求のあった文書については、作成及び取得していないため	福祉局指導監査部指導調整課
3	R5. 12. 14	R6. 2. 9	（1）「一般監査の実施の周期の延長」及び「指導監査事項の省略」の判断に関する資料の提出について（依頼）（令和5年9月13日付5福祉指指第152号） （2）「一般監査の実施の周期の延長」及び「指導監査事項の省略」の判断に関する資料の提出について（依頼）メール	21	1															福祉局指導監査部指導調整課
4	R5. 12. 14	R6. 2. 9	（1）令和5年度 社会福祉法人調査書 （2）「一般監査の実施の周期の延長」及び「指導監査事項の省略」の判断に関する資料の提出について（依頼）返信メール （3）監査実施概要及び監査結果			1					1	1	1						特定の個人を識別できるもの又は特定の個人を識別できないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある情報であるため。 公にすることにより、法人等又は事業を営む個人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれるおそれがある情報であるため。 犯罪の予防及に支障を及ぼすおそれがある情報や財産等への不法な侵害を招くおそれがあるなど、犯罪を誘発し、又は犯罪の実行を容易にするおそれがある情報であるため。	福祉局指導監査部指導調整課
5	R5. 12. 14	R6. 2. 9	施設調査書	73		1					1	1			1				個人に関する情報で他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができるため。また、本件を公にすることにより、当該法人や施設等の事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるため。加えて、都の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。	福祉局指導監査部指導第一課
6	R6. 2. 10	R6. 2. 22	【医療】指定機関名簿（令和6年1月分）	841	1															福祉局生活福祉部保護課
7	R6. 2. 10	R6. 2. 22	【施術】指定機関名簿（令和6年1月分）	300		1					1								個人に関する情報で特定の個人を識別することが出来るものであり、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるため。また、所得又は財産の状況に関する情報であり、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため	福祉局生活福祉部保護課
8	R6. 2. 14	R6. 2. 26	2024年02月14日23:59までで東京都へ2024年04月01日以降で廃止・休止・再開・辞退予定として届けられている東京都内の生活保護法指定医療機関（医科・歯科すべて）、生活保護法施術機関すべて					1											当該公文書は、東京都福祉局生活福祉部保護課において作成及び取得していないため、存在しない。	福祉局生活福祉部保護課

月 整 理 番 号	請 求 年 月 日	決 定 年 月 日	公文書の件名	総 枚 数	決定区分					(根拠規定) 条例 7 条									不開示理由等	所管局部課等
					開 示	一 部 開 示	不 開 示	不 存 在	存 否 応 答 拒 否	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号		
9	R6. 2. 14	R6. 2. 26	2024年02月15日～2024年02月28日の間で登録されている東京都内で登録されている生活保護法指定医療機関（医科、歯科すべて）、生活保護法、指定施術機関一覧すべて						1										当該公文書は、開示請求受付時点で東京都福祉局生活福祉部保護課において作成及び取得していないため、存在しない。	福祉局生活福祉部保護課
10	R5. 11. 20	R6. 2. 27	1 東京都福祉人材情報バンクシステム基本構想書 2 福祉の仕事に対する情報配信機能等を備えたLINEシステム制作等業務委託 3 福祉の仕事に対する情報配信機能等を備えたLINEシステム制作等業務委託契約書 4 令和4年度ふくむすび再構築設計・開発委託 5 令和4年度ふくむすび再構築設計・開発業務委託-その2（一般競争入札による契約） 6 令和4年度ふくむすび再構築設計・開発業務委託-その2（起案） 7 令和4年度ふくむすび再構築・開発業務委託-その2（契約書） 8 令和5年度ふくむすび再構築設計・開発業務委託（起案） 9 令和5年度ふくむすび再構築設計・開発業務委託（契約書） 9 令和5年度ふくむすび再構築設計・開発業務委託（契約書） 10令和5年度第12回議事録 11令和5年度第13回打合せメモ 12～40 令和5年度第14回議事録～ 令和5年度第43回議事録 41～44 令和4年度ふくむすび再構築設計・開発業務委託-その2 技術提案書（A社）～（D社） 45令和4年度再構築業務納品物 プロジェクト計画書 46令和4年度再構築業務納品物 プロジェクト管理資料（議事録 等） 47令和4年度再構築業務納品物 進捗報告書 48令和4年度再構築業務納品物 基本設計書	1626		1					1	1	1	1	1				・個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであるため ・公にすることにより、当該法人等の当該事業の競争上、または、事業運営上の地位、その他社会的な地位が損なわれると認められるため ・公にすることにより、偽造等の犯罪の予防、鎮圧その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められるため ・検討過程の情報であり公にすることにより円滑かつ適正な意思決定が損なわれる恐れがあるため 契約に係る情報であって、公にすることにより、当該事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため	福祉局 生活福祉部地域福祉課
11	R5. 11. 20	R6. 2. 27	49東京都福祉人材情報バンクシステム再構築設計・開発委託（不調） 50令和4年度東京都福祉人材情報バンクシステム再構築設計・開発委託 51事務連絡 総合評価指名競争入札に係る提案書の審査結果について 52令和4年度東京都福祉人材情報バンクシステム再構築設計・開発委託納品物	314		1													福祉局 生活福祉部地域福祉課	
12	R5. 11. 20	R6. 2. 27	福祉人材情報バンクシステム再構築の設計・開発業務委託 ・先行事例集 ・各種計画書と報告書（テスト、アクセスシビリティ、月報、広報、業務実施） ・設計書 ・課題管理表 ・各種マニュアル ・フロー						1										・先行事例集 →当該公文書は実施機関では作成及び取得していないため、存在しない。 ・各種計画書と報告書（テスト、アクセスシビリティ、月報、広報、業務実施） ・設計書 ・課題管理表 ・各種マニュアル ・フロー →現在履行中の契約であるため、当該公文書は作成及び納品されておらず、文書が存在しない。	福祉局 生活福祉部地域福祉課
13	R6. 2. 12	R6. 2. 28	「平成16年」以降、戸山公園で実施された地域生活移行支援事業に関する文書						1										地域生活移行支援事業については、平成21年度に事業が終了し、文書保存期間も満了しているため文書が存在しない。	福祉局 生活福祉部地域福祉課
14	R6. 2. 12	R6. 2. 28	令和4年度国管理河川ホームレス対策協議会の資料（個人情報に関する部分は除く。）	14		1													福祉局 生活福祉部地域福祉課	
15	R6. 1. 22	R6. 2. 5	認可保育園にかかる承認決定された積立資産取崩し（目的外使用）協議書及び前期末支払資金残高の取崩し協議書のうち2022年度分のもの（施設の所在が足立区内のものに限る。）全て。	26		1													福祉局子供・子育て支援部保育支援課	

月 整 理 番 号	請 求 年 月 日	決 定 年 月 日	公文書の件名	総 枚 数	決定区分					（根拠規定）条例 7 条									不開示理由等	所管局部課等
					開 示	一 部 開 示	不 開 示	不 存 在	存 否 応 答 拒 否	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号		
16	R5. 12. 8	R6. 2. 6	・保有個人情報に係る事故等報告書 ・サイバーセキュリティインシデント報告書	37	1															福祉局子供・子育て支援部育成支援課
17	R5. 12. 8	R6. 2. 6	・サイバーセキュリティインシデント報告書 ・個人情報保護委員会への報告書 ・事業者とのメール及び添付資料			1					1	1			1				・公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるため。 ・公にすることにより、法人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるため。 ・公にすることにより、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。	福祉局子供・子育て支援部育成支援課
18	R5. 12. 11	R6. 2. 9	・令和 5 年度東京都若年被害女性等支援事業連携会議資料 ・自立支援計画 ・居場所利用者状況報告書	168		1					1	1			1				・公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるため。 ・公にすることにより、法人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるため。 ・公にすることにより、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。	福祉局子供・子育て支援部育成支援課
19	R5. 12. 20	R6. 2. 16	令和 5 年度東京都若年被害女性等支援事業の補助事業者 5 団体の以下の文書 ・交付申請書、事業計画書、交付通知書、変更交付申請書 ・概算払請求書、令和 5 年度資金計画書 ・実施状況報告書	431		1					1	1	1		1				・公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるため。 ・公にすることにより、法人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるため。 ・公にすることにより、法人印の偽造、その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められるため。 ・公にすることにより、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。	福祉局子供・子育て支援部育成支援課
20	R5. 12. 23	R6. 2. 21	文書番号04福保子育て第419号の決裁書の決定日、令和 4 年度 5 月 10 日以前に〇〇より提出された以下の文書 ・令和 4 年度東京都若年被害女性等支援事業に関する実施状況報告書					1											当該公文書は作成及び取得していないため、存在しない。	福祉局子供・子育て支援部育成支援課
21	R6. 12. 25	R6. 2. 22	1 〇〇について、事業停止後海外に渡った養子、養親の状況調査、実態把握の進捗が分かる資料 2 〇〇が養子縁組したもののうち、養親、養子の状況が分からないのは現時点で何組存在するかわかる資料					1											当該公文書は作成及び取得していないため、存在しない。	福祉局子供・子育て支援部育成支援課
23	R6. 2. 15	R6. 2. 29	・〇〇児相から都への引き継ぎ資料 ・令和 4 年 9 月 6 日～令和 5 年 3 月 7 日の「要保護児童地域協議会実務者会議」の本児に関する議事録、出席者一覧、会議で共有された資料 ・本児死亡後の都と台東区の本事案に関する会議の議事録 ・平成31年 3 月14日開催の関係者会議の議事録					1											当該公文書は作成及び取得していないため、存在しない。	福祉局子供・子育て支援部家庭支援課
24	R5. 12. 8	R6. 2. 5	介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算・介護職員等ベースアップ等支援加算 実績報告書（令和 4 年度）	1306		1					1	1							（7 条 2 号） 個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであるため。 （7 条 3 号） 法人に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の事業運営上の地位が損なわれると認められるものであるため。	高齢者施策推進部介護保険課

月 整 理 番 号	請 求 年月日	決 定 年月日	公文書の件名	総 枚 数	決定区分					(根拠規定) 条例 7 条									不開示理由等	所管局部課等
					開 示	一 部 開 示	不 開 示	不 存 在	存 否 応 答 拒 否	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号		
25	R5. 12. 14	R6. 2. 8	・令和5年7月4日付（7月5日收受）変更届出書 ・令和5年8月8日付（8月10日收受）令和5年度東京都特別養護老人ホーム経営支援補助金評価加算に係る協議書 ・令和5年11月13日付（11月17日收受）令和5年度東京都特別養護老人ホーム経営支援補助金の交付申請書 ・令和4年度特別養護老人ホーム等物価高騰緊急対策支援金実績報告書 ・令和4年度特別養護老人ホーム等物価高騰緊急対策支援金精算書 ・養護老人ホーム・特別養護老人ホーム入退所状況	61		1					1	1	1						・条例第7条第2号に定める事由に該当。個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであるため。 ・条例第7条第3号に定める事由に該当。法人に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の事業運営上の地位が損なわれると認められるものであるため。 ・条例第7条第4号に定める事由に該当。偽造等による犯罪の予防等に支障を及ぼすおそれがあると認められるため。	福祉局高齢者施策推進部施設支援課
26	R5. 12. 14	R6. 2. 9	①令和5年7月4日付（7月5日收受）第3号様式（第5関係）変更届出書 ②令和5年10月20日付（10月27日收受）第1号の3様式（第3関係）指定（許可）更新申請書 ③介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算・介護職員等ベースアップ等支援加算実績報告書（令和4年度） ④介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算・介護職員等ベースアップ等支援加算処遇改善計画書（令和5年度）	28		1					1	1	1						・条例第7条第2号に定める事由に該当。個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであるため。 ・条例第7条第3号に定める事由に該当。法人に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の事業運営上の地位が損なわれると認められるものであるため。 ・条例第7条第4号に定める事由に該当。偽造等による犯罪の予防等に支障を及ぼすおそれがあると認められるため。	福祉局高齢者施策推進部介護保険課
27	R5. 12. 14	R6. 2. 9	・令和5年度次世代介護機器導入支援事業費補助金事業計画書 ・令和5年度次世代介護機器導入支援事業費補助金交付申請書	28		1					1	1	1						・条例第7条第2号に定める事由に該当。個人に関する情報で、他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができることとなるものであるため。 ・条例第7条第3号に定める事由に該当。法人に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位がが損なわれると認められるため。 ・条例第7条第4号に定める事由に該当。犯罪の予防その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるため。	福祉局高齢者施策推進部介護保険課
28	R5. 12. 14	R6. 2. 9	社会福祉法人〇〇から高齢者施策推進部施設支援課に提出された相談資料一式	22		1						1							・条例第7条第3号に該当。事業活動情報で、公にすることにより、事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるものであるため	福祉局高齢者施策推進部施設支援課